改正後

高年齡受給資格者

〇常用就職支度手当、移転費および求職活動支援費(広域求職活動費の名称、内容を変更)の対象

高年齢被保険者

○教育訓練給付金、育児休業給付金および介護休業給付金の対象



これまで、65歳以上の高年齢者については、労働生活から引退する者という考えの下、就職促進給付や教育訓練給付、雇用継続給付(高年齢雇用継続給付を除きます)の対象から外されていましたが、改正により、就職促進給付(常用就職支度手当、移転費および求職活動支援費)(雇用保険法 56条の3第1項2号・同条第2項)、教育訓練給付(同法60条の2第1項)および育児休業給付金・介護休業給付金(同法61条の4第1項・61条の6第1項)の支給対象とされることとなりました。

なお、高年齢受給資格者の常用就職支度手当の額は、その者を高年齢受給資格に係る離職の日において30歳未満である基本手当の受給資格者とみなした場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額(その金額が1万1660円に100分の50を乗じて得た金額を超えることになるときは、当該金額)に40を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とされています(雇用保険法56条の3第3項3号口)。